

# 運航基準

平成24年11月21日  
有限会社 野島海運

## 目次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、野島～三田尻航路及び不定期航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象	風速	波高	視程
野島港	13 m/s以上 (NW～N～Eは16m/s以上)	1.5 m以上	500 m以下
三田尻港	13 m/s以上 (NW～N～Eは16m/s以上)	1.5 m以上	500 m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 15 m/s以上 (NW～N～Eは18m/s以上)	波高 2.0 m以上
---------------------------------	------------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
13 m/s以上 (NW～N～Eは16m/s以上) (船首尾方向の風を除く)	波高 1.5 m以上	横揺れ 10 度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 15 m/s以上 (NW～N～Eは18m/s以上)	波高 2.0 m以上
---------------------------------	------------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 500 m以下
------------

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象	風速	波高	視程
野島港	15 m/s以上 (NW～N～Eは18m/s以上)	2.0 m以上	300 m以下
三田尻港	15 m/s以上 (NW～N～Eは18m/s以上)	2.0 m以上	300 m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びに相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点及び終点の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。  
(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用（第1）基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名称	使用基準
常用（第1）基準経路	周年
第2基準経路	風向が西寄りで風速が10m/sを超えるとき

3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。  
(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

レインボーあかね

速力区分	速力	毎分機関回転数
微速	14.674ノット	944.5rpm
半速	19.688	1,190
航海速力	25.755	1,449.5

レインボーのしま

速力区分	速力	毎分機関回転数
微速	11.062ノット	886rpm
半速	13.745	1,116
航海速力	16.304	1,332

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかななければならない。

(特定航法)

第9条 三田尻港の航法

- (1) 船舶は、入港しようとするときは三田尻港第1号、第3号、第5号灯浮標を左に見て、航行しなければな

らない。

(2) 船舶は、出港しようとするときは、三田尻港第4号、第2号灯浮標を左に見て通過しなければならない。

(3) 船舶は、他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。

(4) 三田尻港第3号灯浮標～三田尻港第5号灯浮標間は8ノット以下、三田尻港第5号灯浮標～三田尻港県営浮棧橋間は5ノット以下に減速して航行しなければならない。

## 2 野島港の航法

船舶は、入港するときは港口沖約500mに達したら8ノット以下に減速し、他の船舶の入出港に留意し警笛を鳴らし入港するものとする。

(通常連絡等)

第10条 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第11条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	本社	携帯電話又は船舶電話
(2)	緊急の場合	本社	携帯電話又は船舶電話

(機器点検)

第12条 船長は入港着岸(棧)前、棧橋手前(防波堤手前)等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第13条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌に記録するものとする。